

「野村流音楽協会・師範会」並びに「野村流音楽協会・教師研修会」規程

(名称)

第1条 「野村流音楽協会・師範会」並びに「野村流音楽協会・教師研修会」と称する

(目的)

第2条 会則第5条に基づき師範、教師の資質の向上を目的とする。

(組織及び運営)

第3条 師範会、教師研修会の組織及び運営について次のとおりとする。

1 師範会に次の役員をおく。

(1) 幹事、若干名

2 教師研修会に次の役員をおく。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 1名

(3) 書記 1名

(4) 会計 1名

(5) 幹事 若干名

3 役員は、会員のなかから互選し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 第1項及び第2項の役員は、幹事会を構成し研修会の運営に当たる

5 研修に必要な指導助言者若干名を委嘱する。

(事業)

第4条 第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 師範会は、5月、8月、11月、2月に教師研修会は、4月、7月、10月、1月、に定例研修会を行う。

(2) その他必要な事業。

(師範、教師の義務)

第5条 師範、教師は積極的に師範会、教師研修会に参加しなければならない。

(協議)

第6条 その他研修活動に必要な事項については、その都度会長と協議する。

附則

(1) この規程は、平成22年5月16日より施行する。